

高松市監査委員告示第29号

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年10月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

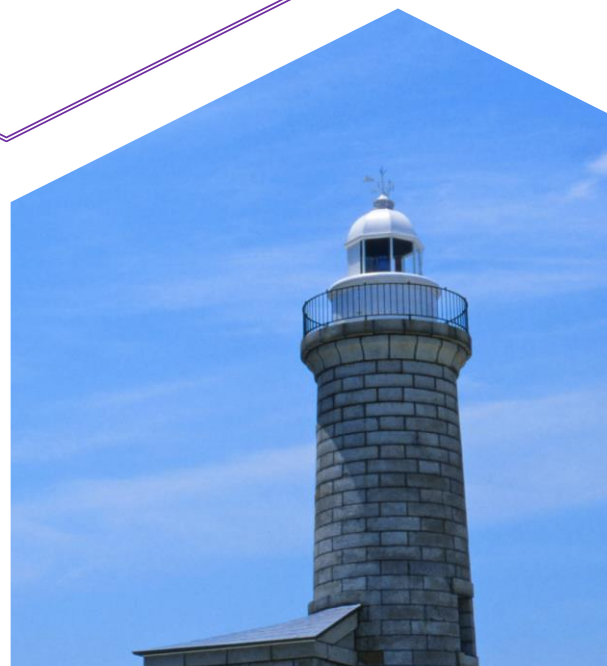
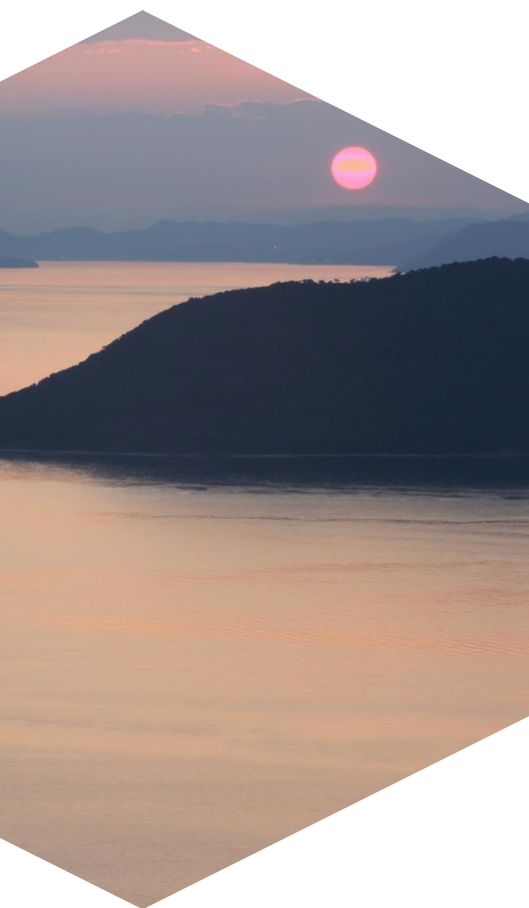
# ▶ 監査結果報告書

## (財政援助団体等監査)

(平成30年10月31日)

<監査対象団体等>

### 株式会社五輪



**Takamatsu City Audit Commission Secretariat**

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 **087-839-2652**

 **kansa@city.takamatsu.lg.jp**

# 平成30年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査対象局（高松市やすらぎ苑を所管する局）

市民政策局（市民やすらぎ課）

## 2 監査対象団体等（高松市やすらぎ苑の指定管理者）

株式会社五輪

## 3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	市民政策局 (市民やすらぎ課)	1	1	2
2	株式会社五輪	3		3
	合計	4	1	5

### 【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

### 【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

## 4 監査実施期間

平成30年7月26日から平成30年10月3日まで

## 5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	市民政策局 (市民やすらぎ課)	平成29年度及び平成30年度において、指定管理者 株式会社五輪が行った、高松市やすらぎ苑の管理に係る出納その他の事務
2	株式会社五輪	平成29年度及び平成30年度において、指定管理者として行った、高松市やすらぎ苑の指定管理業務全般

## 6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。  
 監査に当たっては、高松市やすらぎ苑を所管している市民政策局市民やすらぎ課及び同施設の指定管理者である株式会社五輪から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。  
 また、平成30年8月30日に、施設管理運営状況を確認するため、高松市やすらぎ苑において実地監査を行った。

## 7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 8 事情聴取（平成30年10月3日実施）の状況



# 高松市やすらぎ苑の指定管理について

## 1 高松市やすらぎ苑について

高松市やすらぎ苑は、高松市香川町川内原2200番地に所在し、平成7年11月に旧香川南部葬祭場として開設した火葬等の施設で、平成18年1月の市町合併により市有施設となった。

同施設への指定管理者制度は、平成20年4月1日から導入され、以後、株式会社五輪が管理・運営を行っており、平成30年3月31日、指定管理期間の満了に伴い実施された指定管理者候補者選定に係る審査の結果、同社が再選され、引き続き、平成35年3月31日までの5年間、管理・運営を担うこととなった。



## 2 指定管理者について

高松市やすらぎ苑の指定管理者である株式会社五輪は、富山県富山市奥田新町12番3号に本社を置く企業であり、全国8か所に支店等を持ち、斎場の運営並びに保守管理を行っている。

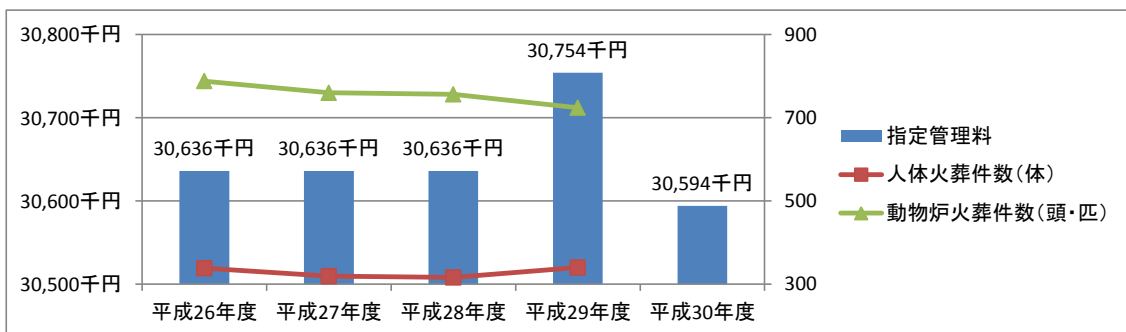
同社は、平成20年4月1日から、高松市斎場条例、高松市斎場条例施行規則、高松市やすらぎ苑指定管理者募集要項、高松市やすらぎ苑指定管理者業務仕様書及び指定管理者が本市に対して提案した年度事業計画書等に基づき、同施設の管理業務を行っている。



アンケートを行い、施設利用者の意見を取り入れている。

(平成30年度設置したキッズスペース)

## 3 指定管理料（管理経費の額）及び火葬件数の推移



## 4 指定管理者が行う業務内容

指定管理者である株式会社五輪が行う業務は、次のとおり。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用申請に対する許可及び取消し等に関する業務
- (3) 施設利用に関する業務
- (4) 使用料の徴収に関する業務

# 平成30年度財政援助団体等監査結果一覧

平成30年10月31日

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	局及び団体等
1	指摘	所管課による指導監督体制について	P5	市民政策局 (市民やすらぎ課)
2	意見	施設（利用者）の安全管理等について	P6	
3	指摘	文書管理等に関する諸規程の整備について	P7	株式会社五輪
4	指摘	指定管理業務の再委託について	P8	
5	指摘	市の指定管理者であることの明記について	P9	

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成30年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
所管課等	市民政策局 (市民やすらぎ課)	区分	指摘
指摘の項目	所管課による指導監督体制について		
指摘する理由	所管課は、指定管理者が基本協定等を遵守しているかなどを適宜確認し、指導監督すべきであるが、基本協定が遵守されていなかったり、業務実績報告書の確認が十分にされていなかった。		
指摘	所管課は、指定管理者に基本協定の遵守を徹底させるとともに、事業実績報告書の確認を適切に行うなど、指定管理業務が適正に実施されるように指導監督体制を構築されたい。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成30年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
所管課等	市民政策局 (市民やすらぎ課)	区分	意見
意見の項目	施設（利用者）の安全管理等について		
意見を付す理由	<p>実地監査により、施設内において危険箇所にカラーコーンを設置し、利用者に注意喚起を行っている箇所が見受けられた。利用者の安全確保を徹底するためには、早急な修繕が望まれる。</p> <p>また、施設老朽化が進み、維持管理にかかる費用は今後も増加することが予想されるため、指定管理者からの修繕要望を受けての予算要求だけでは、施設の所管課としての修繕計画が十分であるとは言えない。</p>		
意見	<p>施設の修繕については、利用者の安全を最優先とし、長期的な施設の維持管理を行うためには、指定管理者からの修繕要望だけではなく、所管課としての修繕計画を立てた上で、施設（利用者）の安全確保に努められたい。</p>		



# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体等

平成30年度／株式会社五輪

告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
所管課等	株式会社五輪	区分	指摘
指摘の項目	文書管理等に関する諸規程の整備について		
指摘する理由	<p>基本協定書では、指定管理者が文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存しなければならないとされており、業務仕様書では、施設の管理運営に係る各種規程等を作成する際に市と協議を行うこととされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、高松市やすらぎ苑の管理・運営に係る各種諸規程等を整備していなかった。</p>		
指摘	<p>指定管理者は、施設の適正な管理運営を図るため、各種規程を整備するなど、業務をルール化されたい。</p>		
根拠法令・通知等①	高松市やすらぎ苑の管理に関する基本協定書第17条		
内容	<p>乙（株式会社五輪）は、高松市公文書等の管理に関する条例等を参考として、文書管理に関する規程等を定め、管理業務の実施のために作成し、又は受領した文書等について、当該規程等で定める期間、適正に管理及び保存をしなければならない。</p>		
根拠法令・通知等②	高松市やすらぎ苑指定管理者業務仕様書第4-（1）サ		
内容	<p>指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、高松市と協議を行うこと。</p>		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象団体等

平成30年度／株式会社五輪

告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
所管課等	株式会社五輪	区分	指摘
指摘の項目	指定管理業務の再委託について		
指摘する理由	基本協定書では、所管課が承諾しない限り、指定管理業務の一部業務の再委託を禁止しているが、所管課の承諾を得ずに再委託を行っていた。		
指摘	指定管理業務の再委託については、事前に所管課の承諾を得た上で実施されたい。		
根拠法令・通知等	高松市やすらぎ苑の管理に関する基本協定書第21条		
内容	乙（株式会社五輪）は、管理業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、利用の許可及び使用料の徴収に係る業務を除き、甲（高松市）が別に定める基準に従い、承諾をした場合は、この限りでない。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象団体等

平成30年度／株式会社五輪

告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成30年10月31日
所管課等	株式会社五輪	区分	指摘
指摘の項目	市の指定管理者であることの明記について		
指摘する理由	<p>募集要項では、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示しなければならないとされている。</p> <p>高松市のホームページでは、高松市やすらぎ苑の指定管理者であることを明示しているが、施設内及びパンフレット等にはその表示がない。</p> <p>また、市の担当課等の表示もされていないことから、募集要項に規定する要件を満たしているとは言えない。</p>		
指摘	<p>指定管理者により管理・運営されている市の施設であることを利用者に示すため、募集要項に基づき、適正に表示されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市やすらぎ苑指定管理者募集要項第14-(4)		
内容	<p>指定管理者には、指定管理者の名称と連絡先、市の担当課と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記するなどにより、当該施設が、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示していただきます。</p>		